

報告第 6 号

放棄した私債権の報告について

亀山市の私債権の管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市の私債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

私債権放棄調書